

法教育に関する夏季教員研修を実施しました

7月22日（月）、愛媛県の教員を対象とした法教育に関する夏季教員研修を実施しました。本研修は、裁判所、弁護士会、保護観察所及び少年鑑別所に御協力をいただきながら実施しているもので、法や司法制度の基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための法教育に御尽力いただいている教員の皆様に、法教育の基礎となる考え方等を知っていただくことを目的として、毎年この時期に実施しています。



令和2年度及び同3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため実施できませんでしたが、令和4年度では初のリモート方式を、令和5年度からは対面方式で研修を実施しました。

令和6年度のカリキュラムは以下のとおりです。

【カリキュラム・講師】

- 社会生活における法・ルール of 必然性（検察官）
- 更生保護の取組について（保護観察所企画調整課長）
- 少年鑑別所の役割について（少年鑑別所首席専門官）
- 身近な事案から学ぶ私法と私的自治（弁護士）
- 日常生活にみる憲法の意義（検察官）
- 裁判が果たす役割（裁判官）



参加された教員の皆様はとても熱心に受講されており、質疑応答では様々な質問がなされるなど、画面から伝わる熱意に、講師の説明にも力が入っていました。

また、本研修ではブレイクアウトセッション機能を使い、各講義に対する質問事項をグループごとに検討していただきましたが、日頃接点のない他の地域の教員の方々と情報交換ができて有意義であったとの感想をいただき、職員も大きな喜びを感じているところです。

将来を担う子どもたちに対し、日頃から様々な工夫をこらして実施していただいている法教育ですが、教員の皆様からいただいた御意見を参考とさせていただきながら、今後もよりよい研修を実施していきたいと思っております。

出前教室・移動教室のご要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。

松山地方検察庁 検察広報官
電話 089-935-6111(代表)
〒790-8575 松山市一番町4丁目4番地1



松山地方検察庁 広報活動 検索